

学術奨励賞（表彰）

表彰状及び副賞として励賞金（金一封 5000 円または相当のクオカードなど）が付加される。
会費納入完了のこと（絶対条件：受賞までに完納する）。

○学術奨励賞

1. 福島県診療放射線技師学術大会（東北放射線医療技術学術大会の福島開催時も含む）で発表した演題の中から各セッション毎に優秀演題を選ぶ。
2. 年齢不問・過去の受賞者も含めて優秀な発表を選定する。
3. 選考は、座長に推薦して貰い、推薦理由等を検討し学術委員会で選定する。
4. 受賞者が選定されたら、理事会に報告し承認を得る。

○学術奨励賞・論文賞（旧シネ研賞）

1. 名称を旧シネ研賞から、学術奨励賞・論文賞に変更する。
2. 日本診療放射線技師会か日本放射線技術学会の全国誌に掲載された論文等に対して与える事とする。
3. 自己申告として、学術委員会に論文の別刷りを提出する事とする。学術委員会は、論文の別刷りの1部を保存する。
4. 申告された論文を学術委員会で審査し、理事会に報告し承認を得る。

○学術奨励賞・新人賞

1. 福島県診療放射線技師学術大会で演題発表した、技師免許取得後 5 年未満に対して 1 名に与える事とする。2 年目から入会する新人も多いため、1 年から 4 年までを対象とする。
2. 過去に新人賞を受賞した者を除く（1 度しか受賞できない）。
3. 対象となる演題専用のセッションを設け、その中から座長に推薦して貰い、推薦理由等を検討し学術委員会で選定する。（専用セッションの設置が困難な場合は、各セッションの座長に推薦して貰い、学術委員会で選出する。）
4. 受賞者が選定されたら、理事会に報告し承認を得る。

○学術奨励賞・特別賞

1. 学術委員長が会員の模範や励みになる発表に対して推薦し、学術委員会の賛同を得て決め、理事会に報告し承認を得る。